

**「地域貢献活動促進イベント企画・運営」業務
委託仕様書**

1 目的

高齢化等の社会情勢の変化により、地域貢献活動を行う NPO 等の団体（以下、「活動団体」）の担い手不足が深刻化し、新たな担い手確保が必要とされている。一方で働き世代である企業社員の地域貢献活動の参加促進にあたっては、参加したいが地域との接点がない、何をすればよいか分からないといった課題がある。

そこで、活動団体が地域貢献に関心のある企業やその社員に向けて、活動内容や希望する支援内容をプレゼンするピッチ大会を開催し、企業による団体活動支援につなげるとともに、支援の実現事例を対外的に発信することで、企業からの関心を高めることにつなげる。

また、活動団体と、地域貢献したいという企業や個人との交流会（人材マッチング）を実施し、団体の人材確保につなげる。

さらに、人材マッチングの後に活動団体同士が活動の内容や運営等に関する情報交換を行う交流会を実施し、活動の活性化を図る。

2 業務内容

以下の2つのイベントの企画・運営を行う。

（1）地域貢献活動団体によるピッチ大会（以下、「ピッチ大会」）

開催時期：2025 年 11 月～12 月頃に 1 回

会場：三宮周辺（アンカー神戸など）

内容：活動団体が地域貢献に関心のある企業やその社員に向けて、活動内容や希望する支援内容をプレゼンし、マッチングした企業からのインターンの実施や企業から団体への支援につなげる。

参加者：〔活動団体〕

- ・地域貢献補助金採択団体を含めた公募（審査により 5～10 団体程度を選定）

〔参加企業〕

- ・プロボノや地域貢献に関心がある企業社員を募集（20～30 名程度）

（2）地域貢献活動団体等交流会（以下、「交流会」）

開催時期：2026 年 1 月～3 月頃に 1 回

会場：多様な参加者が参加しやすい場所を企画提案すること

内容：〔第 1 部〕

- ・ピッチ大会でのマッチング事例報告会の実施。
- ・活動団体と地域貢献活動に参加したい個人のマッチングの実施。

〔第 2 部〕

- ・活動団体同士の交流会の実施。

参加者：〔活動団体〕

- ・ピッチ大会でマッチングした活動団体
- ・地域貢献活動補助金採択団体を含めた公募（100 団体程度の規模）

〔個人〕

- ・地域貢献活動に関心のある個人を公募（100 名以上の規模）

3 業務実施にあたっての補足事項

- ・参加者の募集にあたっては、幅広く広報等を実施し、参加者確保に努めること。必要に応じて市のネットワークを活用することも可能。（「ぼらくる」「シニア元気ポイント」登録者等）
- ・本事業への参加費は無料とする。
- ・会場の確保、準備等も業務に含むこととし、費用も委託費の範囲において執行する。
- ・ピッチ大会でプレゼンする活動団体は、市と協議の上決定すること。
- ・ピッチ大会では、プロボノや越境人材、リスクリングによる研修の効果など、企業のインセンティブにつながるPRするなど、
- ・ピッチ大会では、プレゼンする活動団体の活動内容やニーズの把握に努め、企業からの支援につながるよう効果的に企業へ働きかけができるよう工夫や支援を行うこと。
- ・交流会第1部におけるマッチングでは、効率的に個人参加者が活動団体の情報を収集できるよう工夫を行うこと。また、積極的に若い世代（働き世代や学生など）の参加促進に努めること。
- ・交流会第2部における活動団体同士の交流会では、効率的に多くの団体との交流が図れるよう工夫すること。
- ・その他、プログラムの内容等については、委託契約締結後速やかに実施計画書を提出し、市と協議の上決定すること。

4 連絡調整

- ・本委託業務は、共同事業体（コンソーシアム）での受託も想定されるほか、必要に応じて市が実施する他の事業との連携も考えられることから、市による日程調整に基づき、情報交換を兼ねた報告会議を、契約期間終了までの間に2回以上開催することとする。
- ・業務を受託する事業者においては、報告会議への参加を必須とする。
- ・その他委託業務の実施において必要な事項については、市および委託事業者間で適宜連絡調整を行うこと。

5 業務報告

- ・契約期間終了後、すみやかに以下の内容を盛り込んだ業務報告書を提出すること（報告書作成費も委託費に含む）。
 - 実施した委託業務の概要、対応団体数及び個人数、委託業務を通じた成果・課題
 - 参加した地域団体及び人材へのアンケート結果
 - 委託業務実施による効果等
 - 本業務の実施を踏まえた次年度以降に向けた提言
- ・トラブルが生じた場合は対応策を講じるとともに詳細を市に報告すること。

6 委託事業費（契約上限額）

金 5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

7 契約期間

- ・ 契約締結日から令和 8 年（2026 年） 3 月 31 日まで

8 その他

（1）再委託

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて申請し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

（2）著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

（3）秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（4）記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

（5）第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

（6）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（7）情報セキュリティ

業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>